

高知くらしの護身術

450

マルチ商法

SNS通じた勧誘も

(2017年12月12日掲載原稿)

マルチ商法（連鎖販売取引）は、友人や知人、家族などを介して販売組織に加入し、加入者がさらに新しい加入者を誘うという連鎖によって組織を拡大しながら行う商品・サービスの取引のことです。

「新規加入者が支払う加入負担金や、商品購入代金などによってマージンが得られる」と勧誘されます。

商品は、健康食品や浄水器、化粧品、DVDなどさまざま。最近はSNSで知り合った人から勧誘されたり、海外のマルチ事業者と契約してしまったりするケースも増えています。契約内容や取引の仕組みについてきちんと説明を受けておらず、理解しないまま契約をしてしまうなどの問題があります。

「知人から『新しいビジネスを始めたので、今組織に加入すれば必ずもうかる。人に紹介し、商品購入につながれば、マージンを得られる。』と言われ、断り切れず契約してしまっただが、勧誘などできないのでやめたい。」

「家族がマルチ商法にはまって活動しているが、何とかやめさせたい。」
といった相談が多く寄せられています。

マルチ商法は、契約書面を受け取って20日以内であれば、クーリングオフができます。また、クーリングオフ期間が過ぎていても、加入契約はいつでも解約できます。入会して1年未満に解約する場合、解約時から90日以内に受け取った未使用の商品は、定められた範囲の解約料を支払い、返品も可能です。

トラブルを防ぐために、親しい人からの勧誘でも不要な場合ははっきりと断りましょう。また友人や知人を勧誘することで、その人との関係が壊れてしまう場合もあります。

簡単にもうかる話はありません。契約前に内容をきちんと確認しましょう。